最終更新日：2019年9月27日
HPCシステムズ株式会社
代表取締役 小野　鉄平
問合せ先：取締役管理部長　下川　健司
証券コード：6597

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性及び透明性を高めるとともに、株主をはじめとするステークホルダーと良好な信頼関係を築き、企業価値を増大させるため、経営の健全性並びにコンプライアンス（法令順守）の徹底により、コーポレート・ガバナンス体制の構築を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コード基本原則について、すべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
TKTH投資事業有限責任組合	3,050,500	75.51
菱洋エレクトロ株式会社	450,000	11.14
ナラサキ産業株式会社	279,000	6.91
小野 鉄平	98,000	2.43
椎名 訓子	45,000	1.11
株式会社ハイアテック	40,000	0.99
廣石 昭彦	25,500	0.63
佐藤　志津子	15,000	0.37
赤尾　國彦	10,500	0.26
プロサイド株式会社	7,500	0.19

支配株主（親会社を除く）の有無	TKTH投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社KHホールディングス
親会社の有無	なし

補足説明

上記大株主の状況は、2019年７月10日時点の状況であり、当社の筆頭株主で、当社株式の75.51%を保有しているTKTH投資事業有限責任組合は、連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針第16項(4)により、親会社には該当いたしません。

2019年９月26日付で、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主であったTKTH投資事業有限責任組合が、主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主に該当しないこととなり、新たに当社の主要株主である菱洋エレクトロ株式会社が筆頭株主となっております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	6 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古屋 和彦	他の会社の出身者											
タウ　レン	他の会社の出身者					○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

古屋 和彦	○	ー	ＨＰＣ事業にかかる技術、特に計算化学分野の技術的な知見に精通しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たして頂けるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 また、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
タウ　レン		当社の主要な取引先であるSuper Micro Computer, Inc. SVP of Technology & Marketingであります。	ＨＰＣ事業にかかる技術的な知見に精通していることから、社外取締役として適任であると判断し選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
和氣 隆	税理士													
一柳 宣男	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和氣 隆	○	―	税理士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、財務及び会計に関する高い知見を持ち、それらを活かして適切な監査を行っていただけるものと判断いたしました。また、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
一柳 宣男	○	―	企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識があり、経営監視機能の客観性及び中立性を有しており、それらを活かして適切な監査を行っていただけるものと判断いたしました。また、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、当社の企業価値・株主価値を向上させることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的として、
第1回新株予約権　社内取締役4名、社内監査役1名、従業員65名（いずれも付与当時）に対して総数488個
第2回新株予約権　従業員37名（付与当時）に対して総数93個
第3回新株予約権　社内取締役4名、社外取締役2名、社内監査役1名、社外監査役2名（いずれも付与当時）に対して総数103個
のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

取締役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、役員報酬規程に基づき決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への対応は管理部門が実施しており、取締役会の資料は、管理部門から事前に配付しております。配付に際し、社外取締役及び社外監査役が内容を検討するための時間を確保しており、事前の問合せにも対応できる体制を整備しております。また、社外取締役に対しては、経営会議にも出席しておりますので、経営会議の資料も管理部門から、事前の検討時間を確保した上で配付しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より情報共有を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は取締役会及び監査役会設置会社であり、当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は、以下の通りです。
また、当社は業務の適正性を確保するための体制として、内部統制システムの基本方針について、平成30年3月の取締役会にて決議しました。
（「IV．内部統制システム等に関する事項、1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照下さい。）

a 取締役会
当社の取締役会は、取締役8名（うち社外取締役2名）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。
また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b 経営会議
当社の経営会議は、取締役7名（うち社外取締役1名）、常勤監査役、内部監査室、管理部等で構成され、原則月1回開催しております。取締役会への付議についての事前審議、各事業部門の実務報告等を行う他、経営に関する重要事項の協議又は決議を行っております。

c 監査役及び監査役会
当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、1名が常勤監査役であります。社外監査役には税理士1名を含んでおります。監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催する他必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

d 内部監査室
当社の内部監査は、代表取締役直轄の独立した内部監査室（1名）が行っております。内部監査は、各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、監査結果については、代表取締役と被監査部門に報告しております。被監査部門に対しては改善事項を指摘し、改善の報告をさせております。
また、内部監査室は監査役及び会計監査人と年間4回、意見交換と情報共有を目的に三様監査会を開催し、連携をとっております。

e 会計監査人
当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会制度を採用しており、監査役の機能強化を図るため、独立性の高い社外監査役の選任を行っております。事業規模を勘案し、迅速な意思決定と業務執行による経営の効率性、適正な監督及び監視を可能にする体制と判断し、当該監査役会制度を採用しております。また、会社の機関として会社法で定められた株主総会、取締役会及び監査役会他、代表取締役直轄の内部監査室を設置しております

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の招集通知については、監査法人及び株主名簿管理人との連携を密にし、早期発送（開催日の2週間前）に努めるとともに、自社ホームページへの掲載を予定しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、6月決算のため、定時株主総会は9月に開催しております。株主総会の日程は、多くの株主にご出席いただけるよう、株主総会の集中日を避けた日程を設定する方針です。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、書面による議決権行使を予定しておりますが、将来はインターネットでの議決権行使を整備すべく検討して参ります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて、ディスクローシャーポリシーを掲載することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では計画しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	上場日よりホームページ内にIRサイトを開設し、有価証券報告書等、適時開示書類、IRニュース等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR活動に向けた体制は、次のとおり構築する予定となっております。 IR担当責任者　取締役管理部長　下川　健司 担当部署　管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では株主、投資家を始めとする全てのステークホルダーから信頼を得て、企業価値の継続的な向上を図るためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知と徹底、遵守を図ってまいります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後の課題として検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。株主、投資家を始めとするあらゆるステークホルダーが、的確な投資情報を適時・適切に入手し、当社を適正に評価頂くことを目的としております。そのため、当社ホームページのIRサイトや適時開示を通じて、適切な情報開示を実施する方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正を確保するための体制として、平成30年3月15日の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

a　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の取締役及び使用人は、当社の行動基準である「価値基準」並びに「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程、定款、法令及び社会規範の遵守を率先して行う。
コンプライアンス違反の未然防止・早期発見のため、「コンプライアンス規程」に基づく内部通報制度を導入又は教育研修を実施する。
役職員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

b　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、経営会議議事録等、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに情報セキュリティ管理規程に基づき作成・保存する。
文書管理部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

c　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、取締役会の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行う「リスク管理規程」に基づくリスク管理委員会を設置し、全社リスク管理表に基づき、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

d　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
取締役会は、経営目標等経営に関する重要な決定を行い、代表取締役以下、取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

e　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には現在親会社及び子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保する体制はない。

f　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

g　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。報告及び情報提供の主なものは次のとおりとする。
重要な社内会議で決議された事項
会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
毎月の経営状況として重要な事項
内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
重大な法令・定款違反
重要な会計方針、会計基準及びその変更

h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

i 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針」に基づき、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a　反社会勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力との関わりを一切持たず、反社会的勢力による不当要求に応じないことを基本方針として、「反社会的勢力対策規程」の遵守を徹底しております。

b．反社会的勢力に向けた整備状況
「反社会的勢力対策規程」に反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じないことを明文化しております。
反社会的勢力の排除を推進するために管理部を管理部署とし、各部門長は、各部門の所掌業務に関して、反社会的勢力との関係の排除を図ります。
取引先等について、反社会的勢力との関係に関して、日経テレコン（新聞記事）検索、インターネット検索を通じて反社会的勢力との関係の確認を行います。また、取引基本契約書には、「反社会的勢力との関係がないこと」の宣誓や「関係をもった場合」の契約の解除条項を明記します。
所轄の警察署・暴力追放運動推進センターや外部弁護士との情報交換、指導、支援が受けられる様に連携体制を構築します。

定期的に全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図ります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

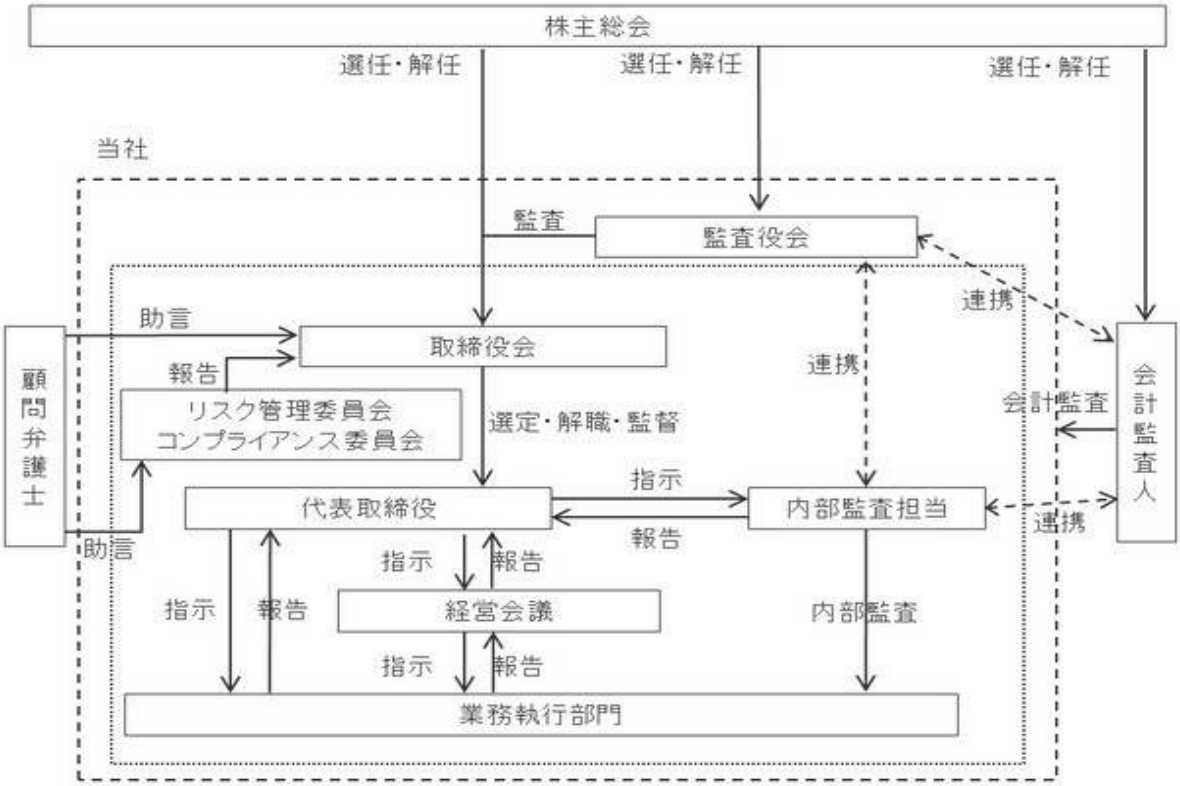
－

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

【コーポレート・ガバナンス体制(参考資料)】



【適時開示体制（参考資料)】

